

お客様各位

ビューローベリタス・福岡事務所をいつもご利用いただきありがとうございます。

福岡事務所より、最新情報をお知らせ致します。

## **-INDEX-**

### **TOPICS**

- ・仮使用認定業務を 10 月 1 日から開始
- ・既存建築物の活用を実現する！ビューローベリタスのサービス
  - － 建築基準法適合状況調査(ガイドライン調査)／既存建物調査

### **法改正関連**

- ・国土交通省/防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を定める件、建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件の一部が改正されました  
(官報閲覧サイト付：\* 閲覧の期限がありますのでお早めにご確認下さい)
- ・特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件等の一部を改正する告示案について
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省令・告示案、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく告示の一部改正案及び都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく告示の一部改正案に関する意見の募集について

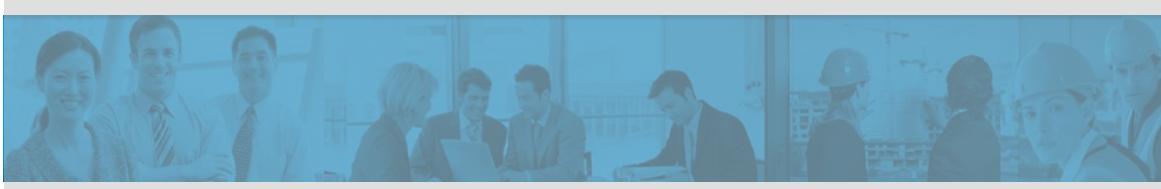
### **地域条例情報**

#### **インフォメーション**

- ・省エネ住宅ポイント申請受付が終了しました
- ・一般財団法人日本建築防災協会より最新書籍が続々出版
- ・審査日数のご案内
- ・宅配申請のご案内
- ・事前相談のご案内
- ・他各種ワンストップサービスのご案内

### **福岡事務所からヒトコト(全文は記事にて)**

最近お問い合わせが多い内容について



---

## ■ □ TOPICS

---

皆様からお問い合わせの多い点を Pick Up し、解説致します。

---

### 仮使用認定業務を 10 月 1 日から開始

---

従来、工事中の建築物は特定行政庁が承認した場合に限り仮使用できるとされてきましたが、改正建築基準法では、指定確認検査機関等が、安全上・防火上及び避難上支障がないものとして平成 27 年国交省告示第 247 号に適合することを認めたときは、仮使用できることとなりました。

**建築基準法及び関係政令等の改正(平成 27 年 6 月 1 日施行)に伴う、建築基準法第 7 条の 6 の「仮使用認定制度」について、国土交通省より業務開始の認可を受け、平成 27 年 10 月 1 日より業務を開始しました。**

**仮使用認定に関する事前相談を各事務所で随時お受けしております。どうぞご利用下さい。**

仮使用認定業務案内ページ

<http://www.bvjc.com/CTC-Business/TUA/index.html>

---

既存建物の活用を実現する！ビューローベリタスのサービス

---

### ① 検査済証がなく、建築物の増改築や用途変更等でお困りのお客様へ！ 建築基準法適合状況調査(ガイドライン調査) - お客様の作業軽減をサポートします -

国土交通省より、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」が公表されてから約 1 年が経過しました。この間、検査済証のない既存建築物の増改築を検討されているお客様から寄せられる、ガイドラインに基づく既存建築物の建築基準法適合状況調査(ガイドライン調査)に関するお問い合わせや、見積りご依頼件数が急増しています。

#### ■ ガイドライン調査とは

ガイドラインにより調査方法等についての方針が示され、調査者として国土交通省へ届出を行った指定確認検査機関等が法適合状況調査を行う方法が新たに設けられました。

ガイドライン調査の結果、対象建物が、既存不適格建築物であって違反建築物ではないことが確認できれば、増改築や用途変更等を円滑に進めることができるようになります。

#### ■ ビューローベリタスのサポート

事前打合せ等により、ガイドライン調査を円滑に進められるよう、ガイドライン調査の準備段階からビューローベリタスがサポートします。

- ・ 調査に必要な資料、調査項目等の選定
- ・ 特定行政庁との協議のサポート
- ・ 躯体調査の実施

e-Newsletter BUSINESS VISION 2015 年 10 月号では、ガイドライン調査の概要、調査実施のポイント、調査結果の活用術をより詳しく解説しています。

<http://www.bureauveritas.jp/newsletter/151013/001/>



② 既存建築物を活用するなら、価値&リスクを見える化！

「遵法性調査」「劣化調査」「非破壊・破壊調査」をワンストップで行います

**POINT 1**  
**不動産売却にともなうリスクの把握**  
不動産売却前に法の適合性などを把握することで、売却をスムーズに行えます。

**POINT 2**  
**不動産の長寿命化の提案**  
劣化状況を確認することで、修繕すべき項目を把握できます。修繕費用を確認でき、今後建物運営方針を決定する上での重要な基礎資料となります。

**POINT 3**  
**現状の建物リスクの把握**  
建物維持管理の上で、劣化を含め危険がないかを確認し、利用者に安心と安全をご提供いたします。

**POINT 4**  
**構造上のリスクの把握**  
現在使用している建物について、構造上のリスクを確認します。サンプリング調査により、構造上、適正な強度が確保されているのかを確認します。

▶▶▶ **気になる費用(概算)は**   
～スピーディーな対応&低料金でワンストップ調査を実現～  
【調査内容】遵法性調査、劣化調査、躯体の診断調査(コンクリート圧縮強度試験)および非破壊調査(鉄筋探査)、報告書作成  
【物件概要】延床面積:4,000㎡、竣工年:平成10年、構造:RC造5階、所在地:東京都港区  
概算コスト例: **1,000,000** 円(税抜)  
～案件ごとにお見積書を作成いたします。お気軽にご相談下さい。～

① &② お問い合わせ：建築認証事業本部 技術監査部(神谷町事務所) 03-5573-8686

■ □ 法改正関連

国土交通省/防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を定める件、建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件の一部が改正されました

法第 64 条の規定に基づく認定を受けた防火設備であって、法第 27 条第 1 項の規定に基づく防火設備と同一の試験方法により性能が確かめられたものについては、法第 27 条第 1 項の規定に基づく防火設備として使用できるよう、今改正が行われました。

詳しくは：[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000071.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000071.html) の(3-3)防火関係告示 の欄内

官報：<https://kanpou.npb.go.jp/20151008/20151008h06632/20151008h066320006f.html>

\* 官報には閲覧の期限がありますのでお早めにご確認下さい。

お問い合わせ：各事務所審査部長もしくは意匠審査員までお気軽にご相談下さい。

特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件等の一部を改正する告示案について

上記内容は現在、パブコメにてご意見を募集しております(～11/13 まで)。



詳しくは：<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155150719&Mode=0>  
お問合せ：国土交通省住宅局建築指導課 まで

-----  
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省令・告示案、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく告示の一部改正案及び都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく告示の一部改正案に関する意見の募集について

-----  
上記内容は現在、パブコメにてご意見を募集しております(～11/5 まで)。

詳しくは：<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155150729&Mode=0>  
お問合せ：国土交通省住宅局住宅生産課 まで

.....

#### ■ □ 地域条例情報

● 福岡県/平成 27 年 10 月 21 日に一斉建築パトロールを実施しました

詳しくは：[http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/kansatsu/life/002\\_3\\_2\\_2\\_2\\_2\\_2\\_2.html](http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/kansatsu/life/002_3_2_2_2_2_2_2.html)

お問合せ：建築指導課 092-643-3721

● 福岡県福岡市/地区計画の新規決定と、変更がありました

詳しくは：[http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikaku/machi/kettei\\_henkou.html](http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/toshikeikaku/machi/kettei_henkou.html)

お問合せ：都市計画部 都市計画課 092-711-4388

● 福岡県糸島市/建築物の制限に関する条例が改正されました

詳しくは：

<http://www.city.itoshima.lg.jp/soshiki/21/tikeikakutodokede-matukumatanoura20131101.html>

お問合せ：建設都市部 都市計画課 092-323-1111

● 福岡県/福祉のまちづくり条例には事前届出が必要です

詳しくは：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukumati-tebiki.html>

お問合せ：建築都市部 建築指導課 企画係 092-643-3720

● 佐賀県唐津市/特定用途制限地域の制度をとりまとめたパンフレットを公開しています

詳しくは：<https://www.city.karatsu.lg.jp/machidukuri/machi/toshi/kekaku/documents/tokuteiyoutoseigenchiikettei.html>

お問合せ：計画景観係 0955-2-9179

● 鹿児島市/鹿児島市内の都市計画に一部変更がありました

詳しくは：<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kensetu/toshikeikaku/toshikeikaku/machizukuri/toshikekaku/chiku/ichiran/chiku.html>

お問合せ：都市計画課 099-216-1378

● 鹿児島市/指定建築物の建築等に係わる住環境の保全に関する条例の一部が改正されました

詳しくは：<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kensetu/kenchiku/kenshido/machizukuri/kaihatsu/kenchiku/jore.html>

お問合せ：建築指導課 指導係 099-216-135

.....

#### ■ □ インフォメーション

-----  
省エネ住宅ポイント申請受付が終了しました

-----  
ポイント発行・予約申請の受付は、平成 27 年 10 月 21 日の 17 時までに受付けた申請をもって



終了しました。

なお、最終日に受付けた申請は、一定割合減算してポイントを発行する場合があります。

また、集計等を行うためポイント発行には時間を要します。

予約済の住宅に対するポイント発行申請は、予約通知に記載の期日まで受付けます。

※注意事項※

●不備の訂正について

・受付が行われた申請であっても訂正期限までに不備等が解消されない申請は無効となります。

●交換期限について

・発行されたポイントの商品への交換期限は、平成 28 年 1 月 15 日(必着)までです。

申請終了間際に受付けた申請は、商品交換の手続きをする期間が取れないため、不備等の訂正と併せて、商品交換の申請を求める場合があります。

・即時交換利用者は平成 28 年 2 月 15 日が完了報告期限です。

期限までの完了が見込めない場合は速やかに商品交換に変更して下さい。(事務局までご相談下さい)

お問合せ先：(省エネポイント事務局) <http://shoenejutaku-points.jp/> 0570-053-666

---

一般財団法人日本建築防災協会より最新書籍が続々出版

一般財団法人日本建築防災協会より最新刊をピックアップしお知らせします。

- ・ 2014 年改正建築基準法対応版工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル
- ・ 2015 年版建築物の構造関係技術基準解説書
- ・ 既存鉄筋コンクリート造煙突の耐震診断指針・同解説
- ・ 指定確認検査機関等による工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル
- ・ 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修事例集 第三集

詳細はこちら→ <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/publication/index.html>

お申し込みは→ <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/publication/buy.html>

---

審査日数のご案内 (= 図書お預かりから質疑書送付までの日数)

ビューローベリタスの各事務所ではスピーディな審査をご好評いただいています。

具体的には、繁忙期でも変わらず常に“営業日 3 日”にて質疑送付をいたします。

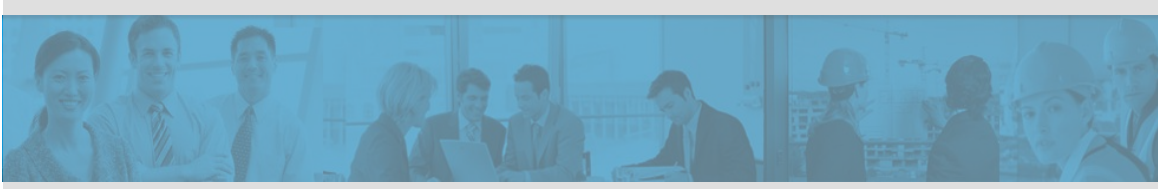
スケジュール等、詳細は是非当社審査員にお尋ね下さい。

---

宅配申請のご案内(遠方のお客様)

ビューローベリタス福岡事務所ではご来社いただいているご申請以外に、遠方のお客様用は宅配でのご申請も可能です。もちろん宅配でのご申請でも、審査日数はご来社時と変わらぬ審査日数でご提供いたします。是非ご利用下さい。

具体的な方法等、詳細は当社審査員にお尋ね下さい。



---

#### 事前相談のご案内

---

ビューローベリタス福岡事務所では、皆様のプロジェクトが順調に進む為にも、事前相談の重要性を認識し注力しています。  
ご来社いただいたの事前相談以外にも、メール・FAXでも受付けています。  
どうぞお気軽にご相談下さい。

---

#### ワンストップサービスのご案内

---

当社では確認申請業務以外にも様々な周辺サービスをご提供しています。  
各サービス共、迅速にお見積いたしますのでお気軽にお問合せ下さい。

##### ◎住宅性能評価

弊社では、確認審査業務同様、住宅性能評価におきましてもスピーディな審査を実現しています。  
実績として、設計住宅性能評価申請受付から質疑送付まで3日、設計性能評価番号取得まで3週間程度で業務提供しております。料金もリーズナブルにご提供しています。

##### ◎技術監査(遵法性・品質・環境)

法手続きによらず、客観的な第三者の立場から監査を行うサービスです。  
既存建物の遵法性を監査する事で、客観的な情報を得る事が可能となります。

##### ◎省エネ届書作成サポート

省エネ措置の届出書の作成、それに伴う省エネ計算など届出書類の作成をします。  
皆様の書類作成にかかるご負担を軽減できます。

##### ◎CASBEE 認証、CASBEE サポート

お客様が行ったCASBEE評価の的確性を第三者の立場で審査・認証するCASBEE評価認証業務、もしくはお客様が行なうCASBEE評価をサポートするCASBEEサポートの何れも行っていきます。世界におけるグリーンビルディング評価にも対応出来ます。

##### ◎特殊建築物定期報告(建築基準法第12条)

建築基準法で義務化されている定期調査・検査を専用WEBサイト「ビルレポ.com」を通して、トータルに且つスピーディにコーディネートいたします。

設計業務多忙時・遠方物件で非効率などの場合、負担軽減を目的に是非ご利用下さい。

1件からお受けいたします。

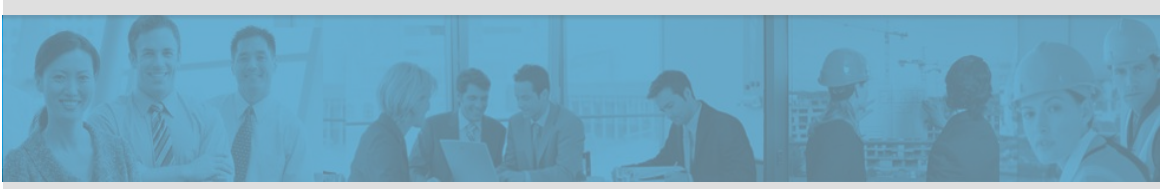
---

#### ■ □ 福岡事務所からフタコト・ミコト Vol.5

---

最近開催したセミナーのお申込状況からみると、「既存不適格物件」「用途変更」に関する皆様の関心の高さが伺えます。今後も定期的にセミナーテーマに組み込んで行きますので、皆様のご都合ありましたら是非ご参加ください。

またセミナー参加に寄らず、具体的なご相談ございましたら案件の進捗度合いによらず是非審査員にご相談・お問合せいただけましたらと思います。お待ちしております。



※※Newsmail の情報・リンク先等は作成当時(2015 年 10 月 21 日)現在の情報です※※

+++++

ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

+++++

問合せ先：ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業部 福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 12 階

TEL: 092-737-9522 FAX: 092-737-9552 Mail: [ctcbca.fuk@jp.bureauveritas.com](mailto:ctcbca.fuk@jp.bureauveritas.com)

URL: <http://www.bureauveritas.jp> / <http://www.bvjc.com> (建築認証事業本部)

個人情報に関するお問合せ:人事部・情報管理センター

Mailto:[kojinjoho@jp.bureauveritas.com](mailto:kojinjoho@jp.bureauveritas.com)

Copyright (c) Bureau Veritas Japan All rights reserved.